

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月16日
【計算期間】	第14特定期間 (自 平成29年2月18日 至 平成29年8月17日)
【ファンド名】	楽天USリート・トリプルエンジン(リアル) 毎月分配型
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いません。

信託金限度額

委託会社は、受託会社との合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加投資が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル	
		日本	
債券 一般	年1回	北米	
公債	年2回	欧州	
社債	年4回	アジア	あり
その他債券（ ） クレジット属性 （ ）	年6回（隔月）	オセアニア	なし
不動産投信	年12回（毎月）	中南米	
その他資産 （投資信託証券（不 動産投信））	日々	アフリカ	
	その他（ ）	中近東（中東）	
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託の投資信託証券ならびに対円貨でのレアルのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」という場合があります。）を主要投資対象とします。そのため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（不動産投信）とは異なります。

属性の定義

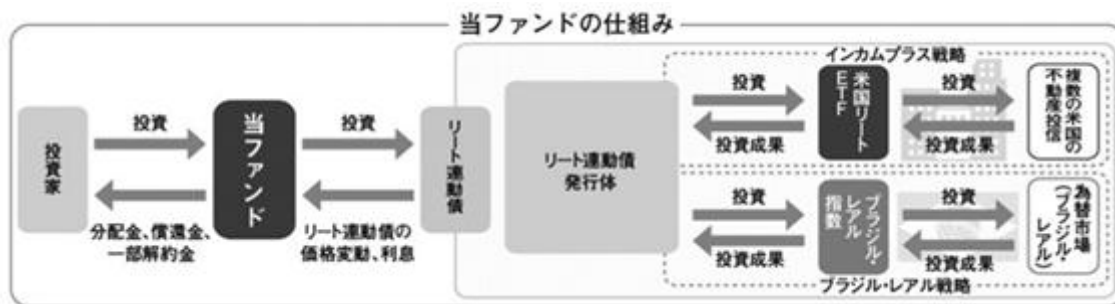
その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1) 投資方針等

- ・ 当ファンドは、主として米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（以下、「米国リートETF」といいます。）の投資信託証券ならびに対円貨でのブラジル・レアルのパフォーマンスを反映するユーロ円債（以下、「リート連動債」といいます。）に投資します。
- ・ 米国リートETFの配当金に加え、インカムプラス戦略ならびにブラジル・レアル戦略による収益の確保を目指します。
- ・ インカムプラス戦略とは、米国リートETFの価格が目標価格を上回った場合の値上がり益を享受できない代わりに、リート連動債のクーポン収入を高めることを目指す戦略をいいます。
- ・ ブラジル・レアル戦略とは、実質的に円売り/ブラジル・レアル買いの取引を行なうことで、円とブラジル・レアルの金利差相当分の収益と対円でのブラジル・レアルのパフォーマンスの獲得を目指す戦略をいいます。
- ・ リート連動債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。



2) 投資対象

- ・ 当ファンドは、主に米国リートETFとしてiシェアーズ米国不動産ETFを原資産^{*}とするリート連動債に投資します。

^{*} 仕組債やオプションなどのデリバティブ取引の対象となる資産のことを指します。

- ・ 当ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)、スター・ヘリオス・ピーエルシー (STAR Helios plc) およびボルト・インベストメンツ・ピーエルシー (VAULT Investments plc) が発行するリート連動債に投資します。

上記原資産およびリート連動債の発行体は、2017年9月末現在の情報であり、対象とする米国リートETFの銘柄やリート連動債の発行体は、今後分散や変更の可能性があります。

3) 分配原資

当ファンドの分配金は、主に投資するリート連動債から得られるクーポン収入およびその他分配可能原資の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

リート連動債のクーポンは、以下の要素をもとにして決定されます。

- ・ 米国リートETFの配当金

・ インカムプラス戦略

- ・ 原資産である米国リートETFのコール・オプション売却から得られるオプション・プレミアム^{*}を活用した「インカムプラス戦略」により、当該ETFの配当を上回るインカムの獲得を目指します。

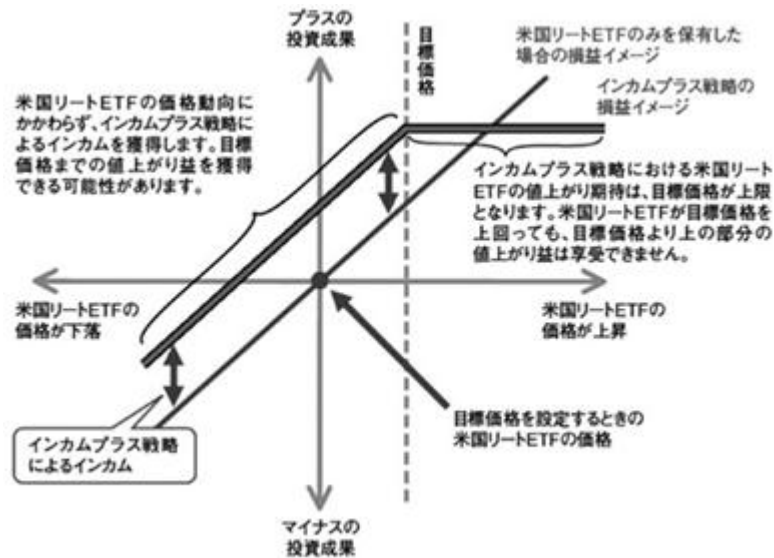
^{*} オプションを売った対価として受取る権利料のことを指します。

- ・ 当ファンドの基準価額は米国リートETFの値下がりの影響を受けませんが、安定したインカムの獲得が見込めます。
- ・ 米国リートETFの値上がり期待は、一定期間毎に設定される目標価格が上限となります。米国リートETFが目標価格を上回っても、目標価格より上の部分の値上がり益は享受できません。

<コール・オプションの活用について>

- ・ コール・オプションとは、ある特定の商品（株式やETFなど。以下、「原資産」）を将来のある期日（満期日）に、あらかじめ決められた特定の価格（権利行使価格）で買う権利を売買する取引のことです。
- ・ コール・オプションの買い手は、その対価として、コール・オプションの売り手にオプション・プレミアム（権利料）を支払います。
- ・ 満期日に原資産価格が権利行使価格よりも上昇している場合、買い手は満期日に権利を行使して、当該商品はその時の時価よりも安い権利行使価格で手に入れることができます。一方、原資産価格が権利行使価格よりも安い場合は、権利行使しないで権利を放棄することとなり、その場合、最初に支払った権利料は結果として損失になります。
- ・ 売り手から見た場合、満期日に原資産価格が権利行使価格よりも上昇している場合、その時の時価よりも安い価格で原資産を渡す義務がある一方、原資産価格が権利行使価格よりも安い場合は、最初に受け取った権利料はそのまま利益となります。
- ・ オプション取引は、こうしたユニークな損益の性質を利用して、原資産の保有と組み合わせる等の手法により、投資ニーズにあわせた損益のカスタムメイドのツールとして活用することが可能であり、そうした手法の一つが「インカムプラス戦略」です。

< インカムプラス戦略による損益イメージ >



インカムプラス戦略と米国リートETF保有時の損益比較（イメージ図） ■ ETFの配当 ■ インカムプラス戦略によるインカム

ETF価格	ETF価格が下落した場合	ETF価格が上昇したが、目標価格に達しなかった場合	ETF価格が上昇し、目標価格を上回った場合
損益比較イメージ	目標価格 当初価格 値下がり損 米国リートETFのみ 値下がり損 インカムプラス戦略	目標価格 当初価格 値上がり益 米国リートETFのみ 値上がり益 インカムプラス戦略	目標価格 当初価格 値上がり益 米国リートETFのみ 値上がり益 インカムプラス戦略
投資成果	値下がりの影響は受けますが、インカム部分は享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できます。	インカム部分と値上がり益を享受できますが、値上がり益は目標価格までです。

上図はいずれも、インカムプラス戦略の損益イメージを説明するために委託会社が作成したものです。リート連動債の価格または当ファンドの基準価額の変動状況を示唆または保証するものではありません。

上図におけるインカムプラス戦略の損益イメージには外国為替先渡取引等の活用による投資効果は含まれておりません。

- ・ ブラジル・レアル戦略
- ・ ブラジル・レアル戦略により、実質的にブラジル・レアルに投資することで得られるインカムの獲得を目指します。
- ・ ブラジル・レアル戦略は、日本円売り / ブラジル・レアル買いの1ヵ月物外国為替先渡取引を毎月行ない、当該取引日の1ヵ月後にその時点での日本円 / ブラジル・レアルの為替レートで反対売買するという取引を継続して行なった場合の投資成果を獲得するものです。

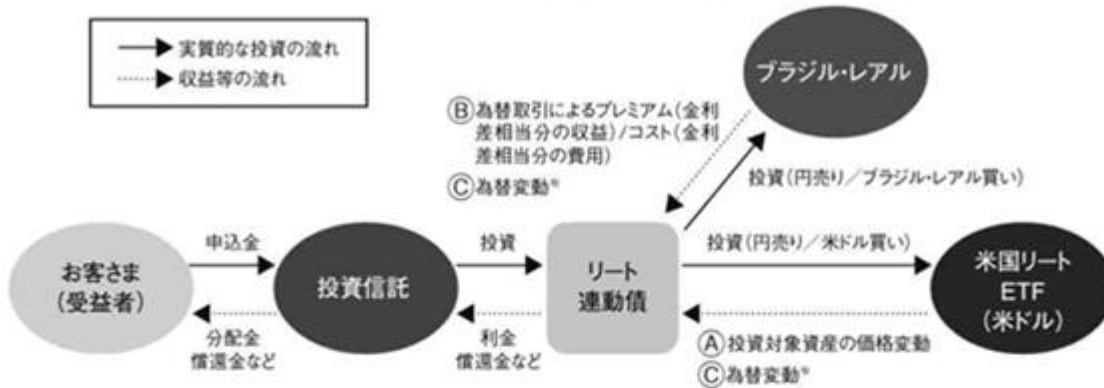
当該投資効果を得るために参照する外国為替先渡取引のロールの頻度等、詳細に関しては今後変更の可能性があります。



当ファンドの収益のイメージ

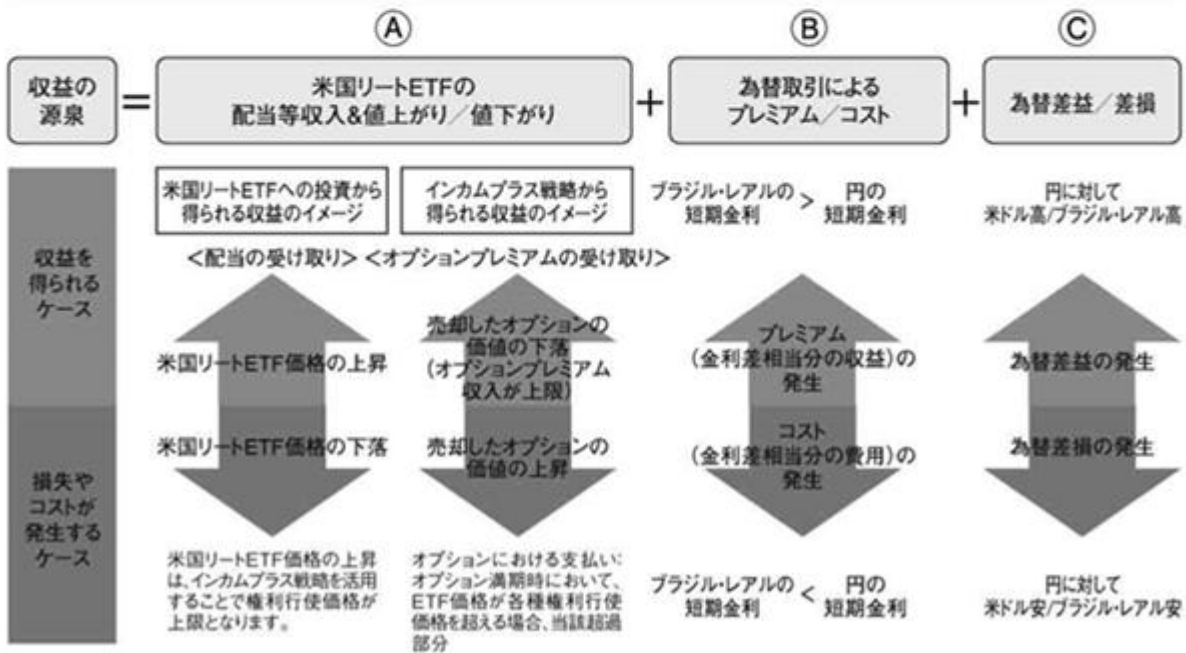
当ファンドは、リート連動債への投資を通じて、米国リートETFの運用に加え、ブラジル・レアル戦略による通貨の運用も行なっております。

＜当ファンドの収益のイメージ図＞



*リート連動債を通じて、米ドルおよびブラジル・レアルでの運用を行っており対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
 これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



*市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

*将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

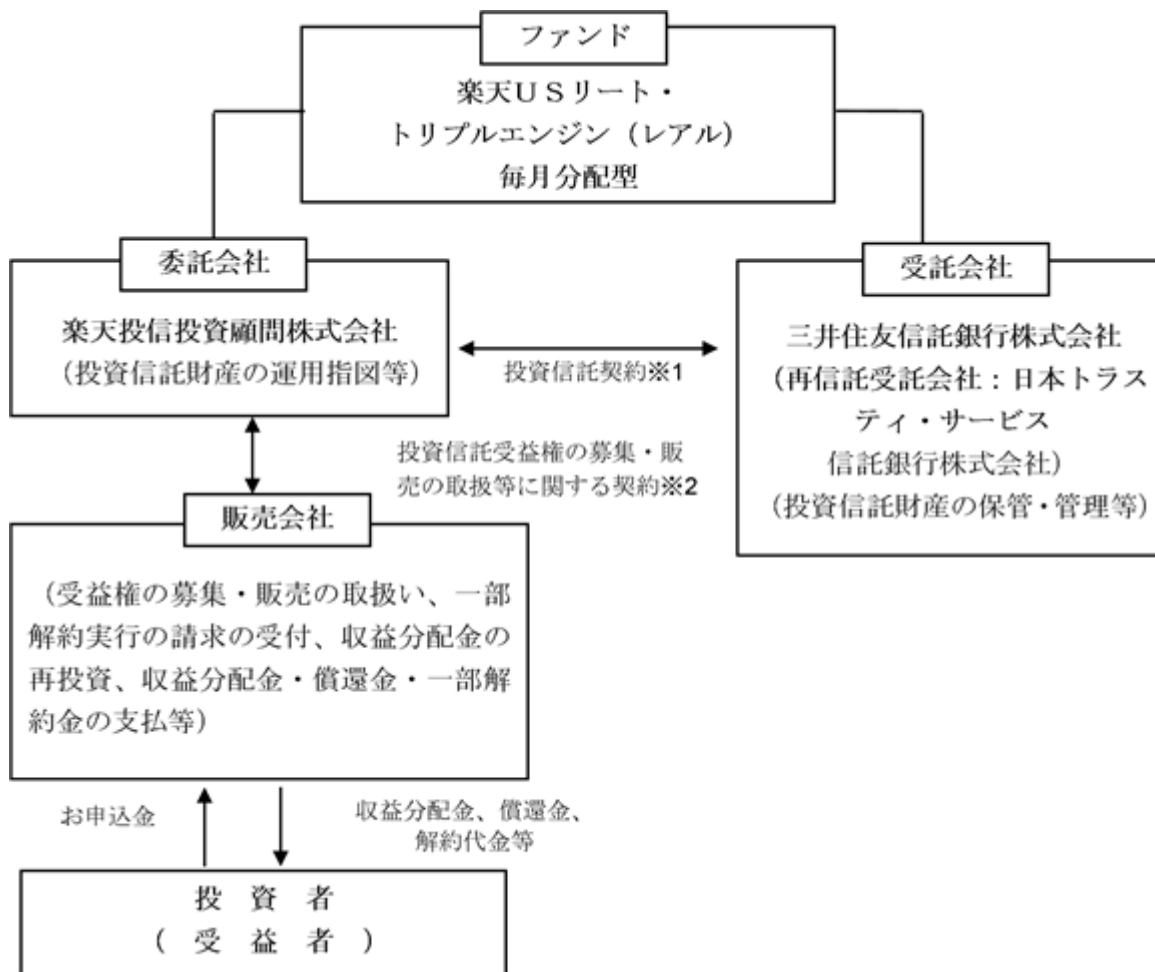
*為替取引によるプレミアム/コストとは、二つの通貨の金利差による受取り超(プレミアム:金利差相当分の収益)、支払い超(コスト:金利差相当分の費用)の状態を示すものです。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年8月31日 投資信託契約締結、設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2 「投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成29年9月末日現在）

資本金 150百万円

2) 会社の沿革

平成18年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立

平成20年 1月31日 : 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

平成21年 4月 1日 : 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況（平成29年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いません。

主要投資対象

当ファンドは、特定のユーロ円債（リート連動債）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として、米国の不動産投資信託指数に連動する上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。）の投資信託証券ならびに対円貨でのブラジル通貨のパフォーマンスを反映するユーロ円債（リート連動債）に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行いません。
- 2) ユーロ円債（リート連動債）の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- 3) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 当ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
 - (ハ) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形

運用の指図範囲等

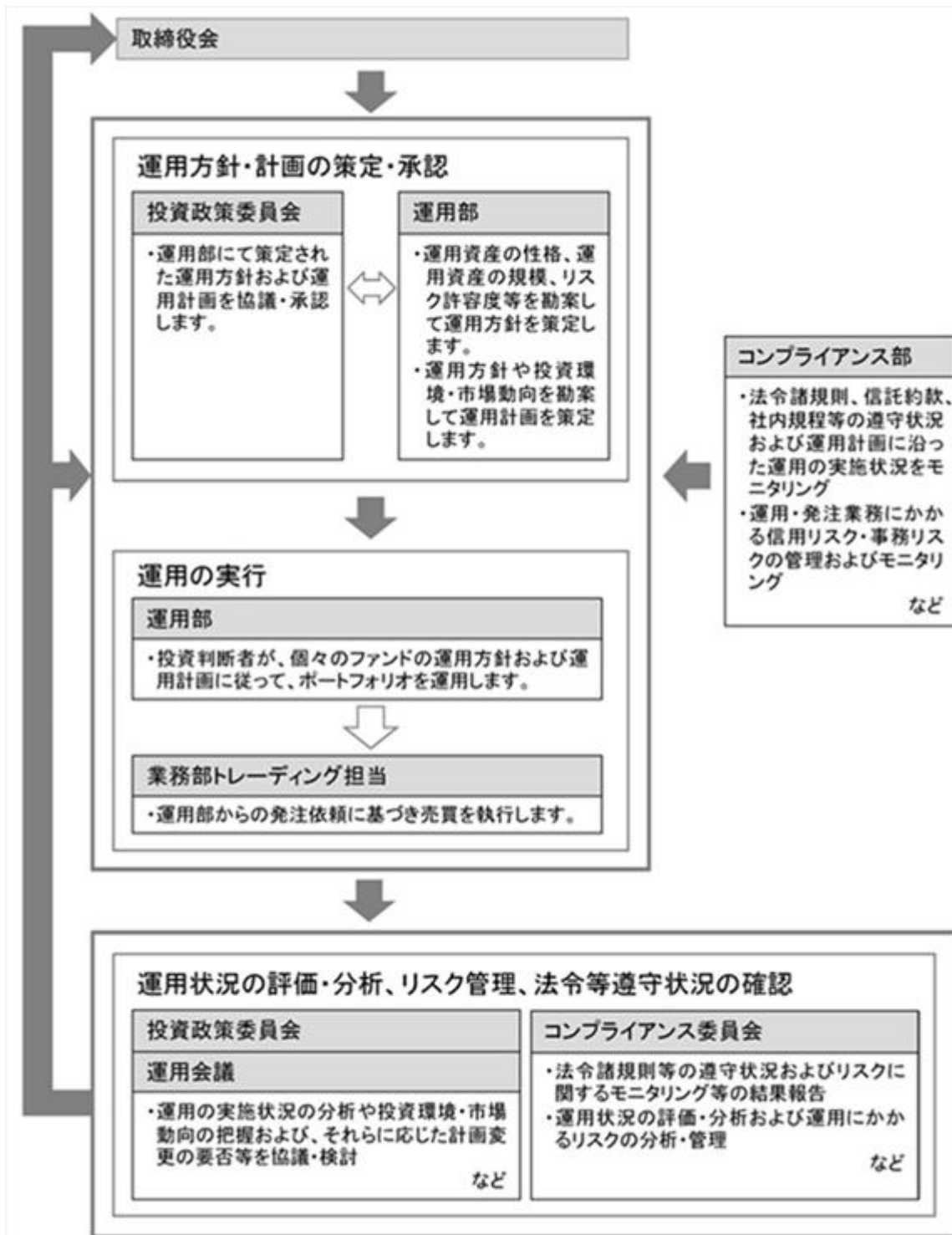
- 1) 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 - (イ) 株券または新株引受権証券
 - (ロ) 国債証券
 - (ハ) 地方債証券
 - (ニ) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (ホ) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債権（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - (ヘ) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- (ト) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (チ) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (リ) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (ヌ) コマーシャル・ペーパー
 - (ル) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 - (ヲ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(イ)から(ル)の証券または証書の性質を有するもの
 - (ワ) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (カ) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (コ) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (タ) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
 - (レ) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (ソ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (ツ) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - (ネ) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (ナ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるもの
 - (ウ) 外国の者に対する権利で上記(ナ)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(イ)の証券または証書、(ヲ)ならびに(レ)の証券または証書のうち(イ)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(ロ)から(へ)までの証券および(カ)の証券のうち投資法人債券ならびに(ヲ)および(レ)の証券または証書のうち(ロ)から(へ)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(ワ)および(カ)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 2) 委託会社は、信託金を、上記1)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- (イ) 預金
 - (ロ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (ハ) コール・ローン
 - (ニ) 手形割引市場において売買される手形
 - (ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (ヘ) 外国の者に対する権利で上記(ホ)の権利の性質を有するもの
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等の調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行なうなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規程等の遵守状況の確認を行ないま



運用体制は平成29年9月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、

「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

(4) 【分配方針】

当ファンドの収益分配は、原則として毎決算時(毎月17日。ただし、休業日にあたる場合には、その翌営業日。)に以下の方針に基づき分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 収益分配に充てなかった留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

「分配金受取コース」の受益者の分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者に支払われます。

- ・「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき全額再投資されます。
- ・分配金を再投資する場合は、購入手数料はかかりません。
- ・分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われ、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載また記録されます。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

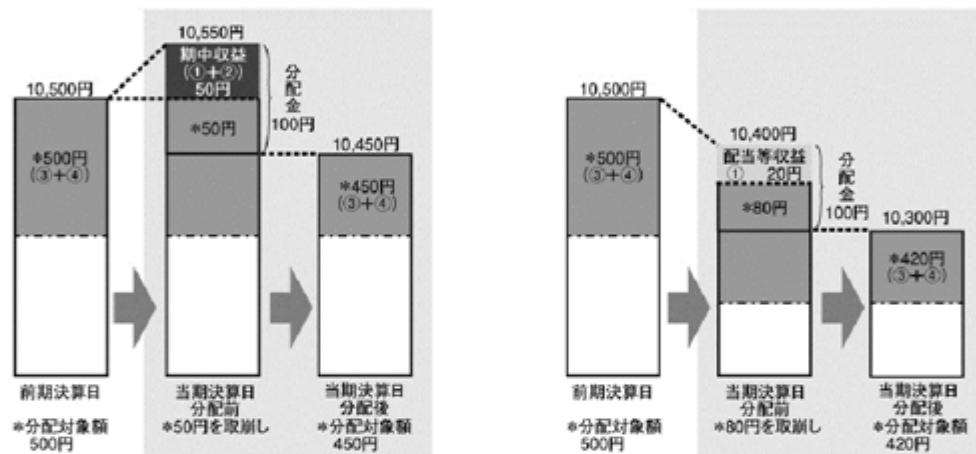


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

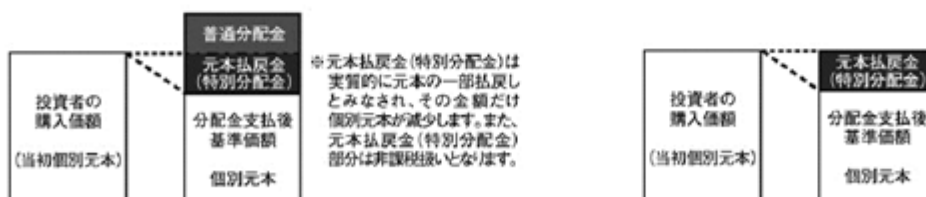
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

1) 株式への投資割合

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の70%以下とします。

2) 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

3) 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

4) 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ハ) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

5) 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

6) 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7) 信用取引の指図範囲

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8) 先物取引等の運用指図

(イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引

法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」は、当事者間においてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」は、当事者間においてあらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行なうものとします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうに当たり担保の提供が必要を認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約の指図および範囲
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が投資信託財産の純資産額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 16) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 資金の借入れ
- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- 18) 受託会社による資金の立替え
- (イ) 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは受託会社は資金の立替えをすることができます。

- (ロ) 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に定める投資制限

1) 同一法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1) ファンドの持つリスク

- ・当ファンドは、主としてユーロ円債（リート連動債）など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従いまして、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。収益や投資利回りなども未確定の商品です。
- ・当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。
- ・当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

a. 当ファンドの投資にかかるリスク

信用リスク

ユーロ円債（リート連動債）の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、当該債券の価格は下落し、もしくは価格がなくなることがあります。また、それらが予想される場合、当該債券の利払いや償還金があらかじめ定められた条件で支払われない場合があります。これらの場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

ユーロ円債（リート連動債）は、金融商品取引所等に上場されているものではなく、十分な流動性を確保できない場合があります。また、当該債券は、固有の要因により、信託期間中に一部解約される場合には十分な流動性の下での取引が行なわれないために当該債券の価格が下落する場合があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。また、法令等の規制または市場環境の変化等により、当該債券の流動性（換金性）が低くなった場合には、当ファンドの解約請求の受付を繰り延べる場合があります。

特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、主として特定のユーロ円債（リート連動債）に投資し、当該債券の価格は変動しかつ満期償還時の元本も確保されていないことから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が基準価額に及ぼす影響が強くなります。信用リスク等が顕在化した場合など、流動性が著しく低下して当該債券の一部売却ができなくなる場合があり、そのような場合には当ファンドの基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

基準価額の上昇が限定されるリスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）が採用するインカムプラス戦略は、ある水準以上の米国リートETFの値上がり益を享受できない代わりに、安定したクーポン収入の獲得を目指す戦略です。そのため、米国リートETFの目標価格以上に米国リートETFが値上がりした場合、当該ユーロ円債はその値上がり分を享受することができず、その結果、当ファンドの基準価額は上昇幅が限定されます。

価格変動リスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）の価格は、金利および対象とする米国リートETFの価格変動等の影響を受けます。リートは保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。これらの影響により当該債券の価格が下落した場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動リスク

当ファンドが主として投資するユーロ円債（リート連動債）において、日本円売りブラジル・リアル買いの外国為替先渡取引と同等の経済効果の取引を行いません。実質的に対円でブラジル・リアル通貨を買付けることになるため、ブラジル・リアルの為替変動によって当ファンドの基準価額は影響を受けます。また、ユーロ円債がその原資産とする米国リートETFは米ドル建てであり、米ドルの対円で為替変動の影響を受けます。これらブラジル・リアルまたは米ドルの為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が値下がりし、その結果投資元本に欠損を生じる場合があります。

金利変動リスク

当ファンドは、主としてユーロ円債（リート連動債）に投資します。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

b. その他の留意点

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

c. 追加的記載事項

「楽天USリート・トリプルエンジン(リアル)毎月分配型」(以下、「ファンド」といいます。)は、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当します。ご購入にあたっては、ファンドに内在するリスクを十分にご理解いただき、ご自身で投資判断を行なっていただくようお願いいたします。また、ご購入に関するお手続きにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(1) 仕組債のリスクについて

ファンドは、主に「デリバティブの仕組みが内在されている仕組債（リート連動債）」に投資を行いません。そのため、ファンドには、投資信託説明書（交付目論見書または請求目論見書）に記載されているリスクのほか、この仕組債固有のリスクとして、以下のようなリスクがあります。

償還価額変動リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債（リート連動債）は、その取得時において償還価額が定まっておりませんが、仕組債の評価額はファンドの日々の基準価額に反映されており、償還時に額面金額を下回って償還された場合または額面金額を上回って償還された場合においても、その時点におけるファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすものではありません。

なお、仕組債が額面金額を下回って償還された場合、ファンドの投資信託財産に毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を下回る場合があります。

発行体の信用リスク

ファンドは、特定の金融機関が発行する仕組債（リート連動債）に投資する場合があります。そのため、当該発行体において著しい信用の低下や経営破綻が発生した場合には、その仕組債の価格が著しく下落し、元本を著しく下回る価格で仕組債を売却したり元本を回収できなくなる場合があります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

流動性リスク

ファンドの主要投資対象である仕組債（リート連動債）は、金融商品取引所に上場されている債券ではなく、売却に際しては、金融商品取引所に上場されている有価証券と比較して、市場が急変した場合など著しく不利な条件での売却を余儀なくされることや当該発行体が経営不振に陥った場合など売却自体ができなくなることがあります。この場合、ファンドの投資信託財産に著しい毀損が発生し、お客様がご投資される投資元本を大きく下回る場合があります。

(2) 想定損失額について

ファンドが主要投資対象としている仕組債（リート連動債）は、米国リートETFの価格が著しく低下した場合や通貨市場で対米ドルまたは対ブラジル・リアルで急激な円高となった場合などの市場変動要因、もしくは、仕組債の発行体である特定の金融機関が経営不振に陥った場合などの信用リスクの顕在化、またはこれらの要因が複合的に発生した場合には、ファンドが保有する仕組債価格が著しく下落し、その結果、ファンドの基準価額が著しく下落する場合があります。

市場変動要因による想定損失額について

万一、上記の市場変動要因が同時複合的に発生した場合には、仕組債（リート連動債）の投資元本に大きな影響を及ぼし、その結果、ファンドの投資信託財産が毀損する場合があります。従って、お客様の投資される額も毀損する場合があります。

なお、下表は、上記の市場変動要因に係る過去10年間の日々の変動率（ただし、投資信託財産においてマイナスとなるもののみ）の最大値が同時に発生したと想定して試算した一日当たりの最大損失率を試算したものです。

想定損失率の試算表

最大変動率	米国リート ETF	為替レート		想定損失率
		円/米ドル	円/リアル	
	△20.6%	△3.7%	△9.3%	△33.6%

注）ブルームバーグの日次データ（2007年10月～2017年9月）を基に、楽天投信投資顧問にて、同期間における日次の変動率を算出し、それぞれの最大値により想定損失率を試算。

上記の想定損失率に基づく想定損失額は、投資額を100とした場合33.6となります。また、想定損失額は過去の市場変動に基づく試算であり、将来においてこれらの変動率を大きく上回った場合には、上記の想定損失額を上回ることがあります。

信用リスク顕在化による想定損失額について

仕組債（リート連動債）の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥るなど最悪の場合には、仕組債の投資元本を回収できなくなり、その結果、ファンドの投資信託財産の大部分を失う場合があります。従って、お客様の投資される額の大部分を失う場合があります。

ファンドの一部解約について

ファンドの一部解約は、投資信託約款に従い、一部解約の申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.75%）を控除した額をもって行ないます。

ただし、仕組債（リート連動債）の発行体である特定の金融機関が経営破綻に陥った場合や金融商品市場の閉鎖・機能停止などの要因によって、ファンドの投資対象である仕組債の売却が事実上困難となった場合は、委託会社の判断により一部解約の申込受付を一時的に中止する場合やすでに申込みを受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場合がありますので、お客様の想定される価額での一部解約ができない場合があります。

iシェアーズ 米国不動産ETF

iシェアーズ 米国不動産ETFは、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標としたETF（上場投信）です。

iシェアーズ 米国不動産ETFは、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

ダウ・ジョーンズ（Dow Jones）は、Dow Jones & Companyのサービスマークであり、iシェアーズ・ファンドは、Dow Jones & Companyが出資、保証、発行、販売、販売の促進を行なっているものではありません。同社はまた、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関し、いかなる意見も表明していません。



クレディ・スイス・インターナショナル（英文表記：Credit Suisse International）

クレディ・スイス・インターナショナルは、英国の金融サービス機構（Financial Services Authority、略称“FSA”）の監督のもと、2000年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）に基づいた公認金融機関として営業を行なっています。

包括的財務戦略やリスクマネージメントに対応するデリバティブ商品を全世界的に提供することを目的として、金利、為替、株式、商品、クレジット等にリンクした金融派生商品のトレーディングを含め、主に銀行業務を中心に活動しています（データは2016年12月末現在）。

クレディ・スイス・インターナショナルの長期債格付（2017年9月末時点）は以下の通りです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A（2013年7月2日より）
ムーディーズ	A1（2016年12月13日より）

スター・ヘリオス・ピーエルシー（英文表記：STAR Helios plc）

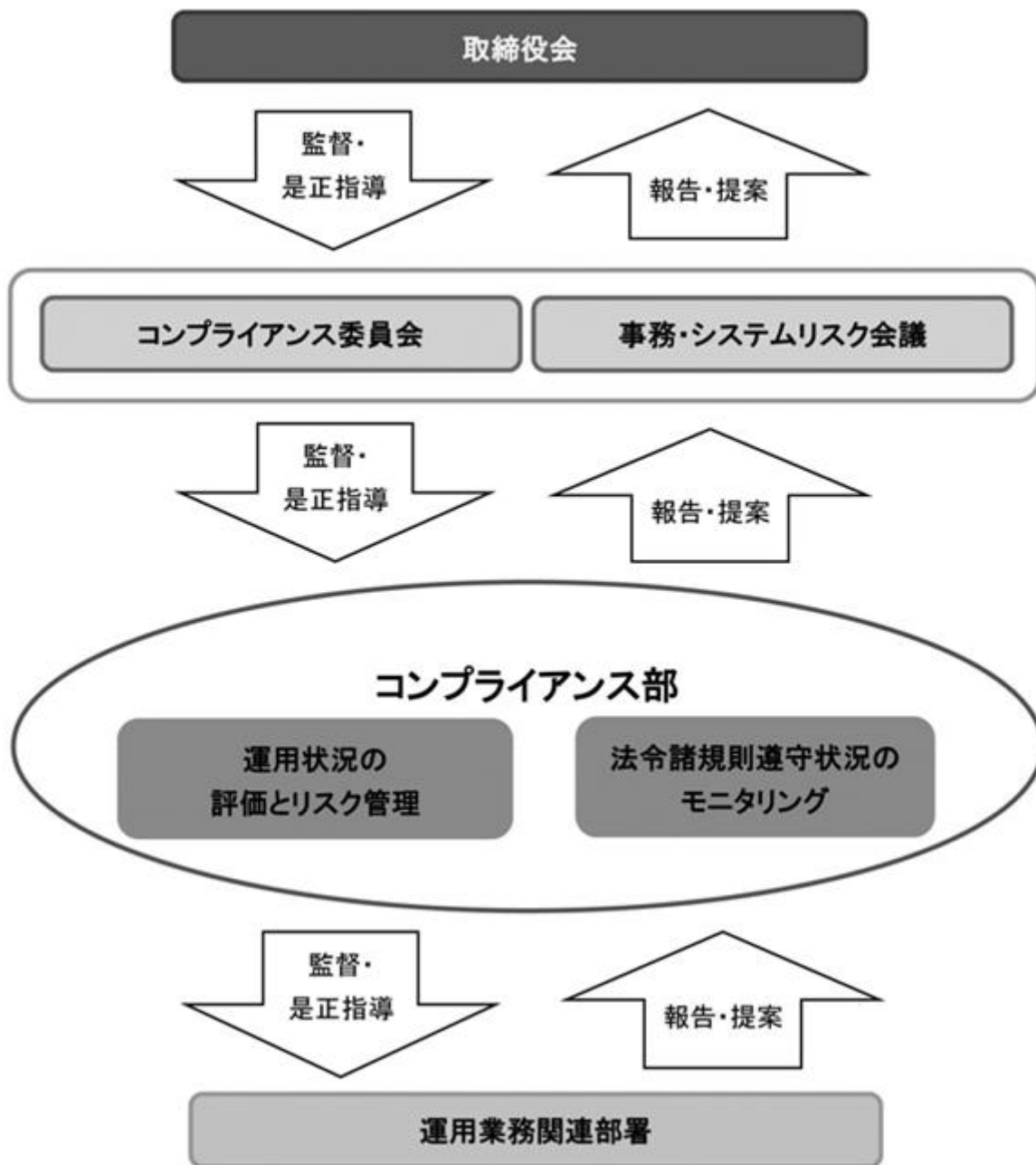
分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

ボルト・インベストメンツ・ピーエルシー（英文表記：VAULT Investments plc）

分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

(2) リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



* 全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行なっています。

* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ない、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

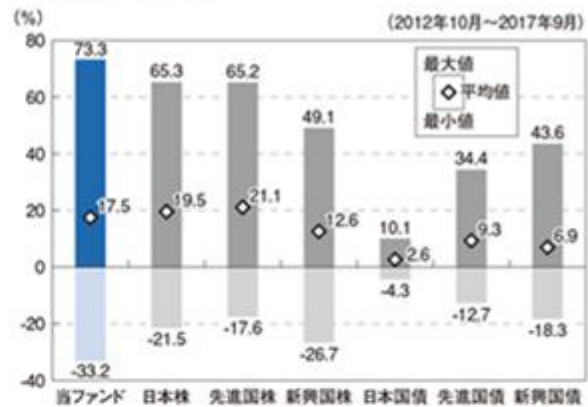


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）

先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）

新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）

日本国債……シティ日本国債インデックス（円ベース）

先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

新興国債……シティ新興国市場国債インデックス（円換算ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には、消費税および地方消費税が含まれます。

申込手数料率の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」 1または「償還前乗換え」 2により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社ごとに異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

（イ）換金（解約）手数料

ご換金（解約）時の手数料はありません。

（ロ）信託財産留保額

ご換金（解約）時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご換金（解約）による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは、運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.512%（税込）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

委託会社	年0.756%（税抜0.7%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.702%（税抜0.65%）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.054%（税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ・信託報酬は、毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。
- ・また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等を投資信託財産は負担します。税額は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、および売買委託手数料等にかかる消費税等については、取引のつど投資信託財産中から支弁します。また、外貨建資産の保管に要する費用についても、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行なうこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注1） 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成29年9月29日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	49,516,681,000	99.39
内 英国	25,084,080,000	50.35
内 アイルランド	24,432,601,000	49.04
短期金融資産、その他（負債控除後）	305,936,694	0.61
純資産総額	49,822,617,694	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年9月29日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	額面金額(円)	簿価単価(円)	評価単価(円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
				簿価金額(円)	評価金額(円)		
1	5-Year JPY Fixed Rate Notes Linked to Credit Suisse US REIT Premium Strategy 7 March 2018 英国	社債券	283,500,000,000	8.84	8.84	24.00	50.35
		-		25,078,410,000	25,084,080,000	2018/3/7	
2	STAR Helios plc JPY Notes linked to U.S. REIT Covered Call Strategy 9 April 2021 アイルランド	社債券	12,500,000,000	99.04	98.56	24.00	24.73
		-		12,380,000,000	12,320,125,000	2021/4/9	
3	VAULT Investments plc Variable Rate Notes Linked To Credit Suisse US REIT Premium Strategy 13 Jul 2022 アイルランド	社債券	12,000,000,000	100.48	100.93	-	24.31
		-		12,058,669,200	12,112,476,000	2022/7/13	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

変動利付債のため年利率は - と表示しております。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
社債券	99.39
合計	99.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成29年9月29日現在及び同日前1年以内における各月末営業日及び各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成22年8月31日)	161,100,509	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成23年2月17日)	956,869,516	970,582,740	1.0467	1.0617
第2特定期間末 (平成23年8月17日)	13,496,188,454	13,827,350,664	0.8151	0.8351
第3特定期間末 (平成24年2月17日)	22,763,866,125	23,240,087,908	0.7648	0.7808
第4特定期間末 (平成24年8月17日)	39,009,923,863	39,997,384,929	0.6321	0.6481
第5特定期間末 (平成25年2月18日)	95,208,225,880	96,853,641,552	0.8101	0.8241
第6特定期間末 (平成25年8月19日)	64,931,315,835	66,470,999,086	0.5904	0.6044
第7特定期間末 (平成26年2月17日)	86,811,977,031	89,198,203,266	0.6185	0.6355
第8特定期間末 (平成26年8月18日)	121,660,458,639	124,975,731,935	0.6238	0.6408
第9特定期間末 (平成27年2月17日)	140,697,015,287	144,538,948,532	0.6226	0.6396
第10特定期間末 (平成27年8月17日)	116,785,931,716	120,079,095,453	0.4965	0.5105
第11特定期間末 (平成28年2月17日)	63,018,442,611	65,193,085,384	0.2898	0.2998
第12特定期間末 (平成28年8月17日)	57,726,879,592	58,690,607,436	0.2995	0.3045
9月末日	56,933,662,577	-	0.2986	-
10月末日	57,095,408,979	-	0.3048	-
11月末日	59,841,507,643	-	0.3232	-
12月末日	63,552,521,894	-	0.3593	-
平成29年1月末日	60,908,369,859	-	0.3578	-
第13特定期間末 (平成29年2月17日)	60,992,188,279	61,827,090,771	0.3653	0.3703
2月末日	59,101,138,741	-	0.3568	-
3月末日	55,953,222,717	-	0.3439	-
4月末日	54,958,173,014	-	0.3398	-
5月末日	52,020,047,898	-	0.3249	-
6月末日	52,715,238,595	-	0.3320	-
7月末日	51,712,985,098	-	0.3351	-
第14特定期間末 (平成29年8月17日)	50,486,931,665	51,252,628,937	0.3297	0.3347
8月末日	50,593,119,817	-	0.3301	-

9月末日	49,822,617,694	-	0.3374	-
------	----------------	---	--------	---

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0810
第2特定期間	0.1150
第3特定期間	0.1000
第4特定期間	0.0960
第5特定期間	0.0880
第6特定期間	0.0840
第7特定期間	0.0960
第8特定期間	0.1020
第9特定期間	0.1020
第10特定期間	0.0840
第11特定期間	0.0680
第12特定期間	0.0400
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0300

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	12.8
第2特定期間	11.1
第3特定期間	6.1
第4特定期間	4.8
第5特定期間	42.1
第6特定期間	16.8
第7特定期間	21.0
第8特定期間	17.3
第9特定期間	16.2
第10特定期間	6.8
第11特定期間	27.9
第12特定期間	17.1
第13特定期間	32.0
第14特定期間	1.5

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2017年9月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額 3,374円

純資産総額 49,822百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	2017年5月	2017年6月	2017年7月	2017年8月	2017年9月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	600円	11,210円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産名	投資比率
5-Year JPY Fixed Rate Notes Linked to Credit Suisse US REIT Premium Strategy 7 March 2018	50.3%
STAR Helios plc JPY Notes linked to U.S. REIT Covered Call Strategy 9 April 2021	24.7%
VAULT Investments plc Variable Rate Notes Linked To Credit Suisse US REIT Premium Strategy 13 July 2022	24.3%
短期金融資産、その他	0.6%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2010年は設定日(2010年8月31日)から年末まで、2017年は9月末までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページにてご確認ください。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1特定期間	954,453,137	40,238,170	914,214,967
第2特定期間	17,761,861,008	2,117,965,463	16,558,110,512
第3特定期間	20,929,121,292	7,723,370,344	29,763,861,460
第4特定期間	41,488,698,136	9,536,242,914	61,716,316,682
第5特定期間	87,440,148,327	31,626,774,145	117,529,690,864
第6特定期間	51,668,086,793	59,220,402,553	109,977,375,104
第7特定期間	53,083,174,365	22,694,300,333	140,366,249,136
第8特定期間	79,250,774,907	24,600,947,751	195,016,076,292
第9特定期間	92,850,639,630	61,870,642,666	225,996,073,256
第10特定期間	68,651,356,942	59,421,448,914	235,225,981,284
第11特定期間	38,546,364,604	56,308,068,552	217,464,277,336
第12特定期間	21,119,897,434	45,838,605,957	192,745,568,813
第13特定期間	9,441,694,096	35,206,764,434	166,980,498,475
第14特定期間	8,249,323,920	22,090,367,910	153,139,454,485

（注）当初申込期間中の設定数量は161,100,509口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。（手数料については、前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等および税金（1）申込手数料」をご参照ください。）
- (2) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型 自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (3) 取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることがありますので、ご注意ください。
- なお、当ファンドについて、申込日が以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付は行ないません。

申込受付休止日	シカゴ・ボード・オプション取引所の休業日
	ニューヨーク証券取引所の休業日
	ニューヨークの銀行の休業日
	サンパウロの銀行の休業日
	ロンドンの銀行の休業日
	東京の銀行の休業日

- (4) 以下に該当する場合は、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
1. 委託会社が、当該ユーロ円債（リート連動債）が連動する資産の取引にかかる取引所の立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
 2. 委託会社が、当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる取引所の当日の立会終了時における当該ユーロ円債が連動する資産の取引の呼値が当該取引所の定める呼値の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託が投資する当該ユーロ円債が連動する資産の取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
 3. 前各号のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託において投資している有価証券の解約または換金中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡に関する障害等）があるとき
- 詳しくは、販売会社までお問合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。
- なお、受付は、原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますので、ご注意ください。
- また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.75%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
- 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。
- なお、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

* 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (5) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、当ファンドにおいて、投資を行なった投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払を繰り延べる場合があります。
- (6) 委託会社は、当ファンドについて、以下のいずれかに該当する日には上記(2)による一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。

申込受付休止日	シカゴ・ボード・オプション取引所の休業日
	ニューヨーク証券取引所の休業日
	ニューヨークの銀行の休業日
	サンパウロの銀行の休業日
	ロンドンの銀行の休業日
	東京の銀行の休業日

- (7) 以下に該当する場合は、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

1. 主要投資対象とするユーロ円債(リート連動債)が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引にかかる取引所の当日の午後の取引（半日立会日については、午前の取引とします。）が行なわれないもしくは停止されたとき

2. 主要投資対象とするユーロ円債が活用する有価証券のうち主として取引を行なうものについて、当該取引にかかる取引所の当日の午後の取引終了時における当該取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の価格とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該ユーロ円債の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 3. 前各号のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この投資信託において投資している有価証券の解約または換金の中止、ならびに当該有価証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡に関する障害等）があるとき
- (8) 上記(7)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記(4)の規定に準じて計算された額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における基準価額計算日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・基準価額（受益権1万口当たり純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に算出され、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ・委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

<p>委託会社のお問い合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746 受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス : http://www.rakuten-toushin.co.jp/</p>
--

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年8月17日までです。

ただし、委託会社は、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。

上記に関わらず、上記の原則による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

- (イ) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。または、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従いません。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または、業務を停止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定に関わらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ホ) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従います。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定に従います。

この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

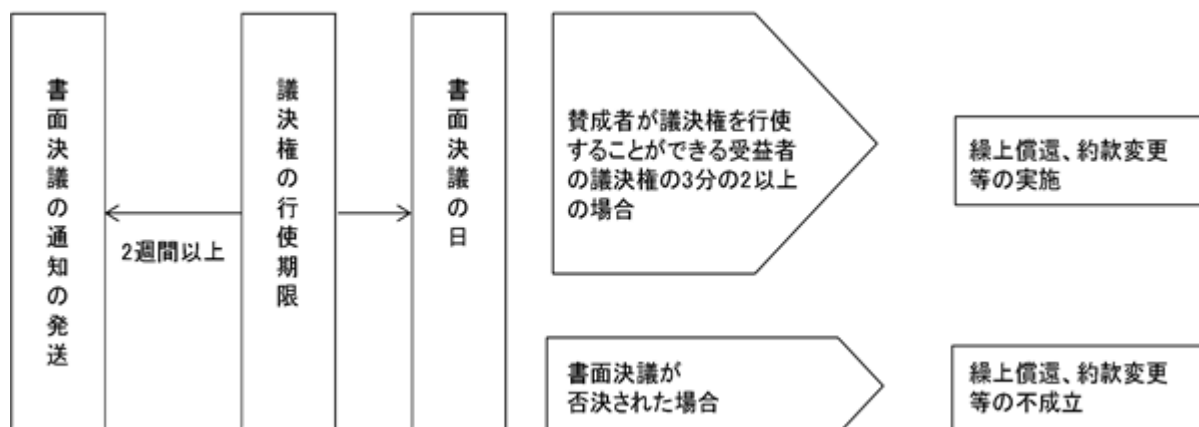
書面決議の手続き

- (イ) 委託会社は、上記「 信託の終了(投資信託契約の解約)」「(イ)」について、または、「 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記(イ)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「 信

託の終了（投資信託契約の解約）」（八）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

- （ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定に関わらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

< 書面決議の主な流れ >



反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- （イ）委託会社は、原則として毎年2月および8月の計算期末および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- （ロ）委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- （ハ）前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(1) 収益分配金請求権

- ・収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。
- ・受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ・上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(2) 一部解約請求権

- ・受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行なった有価証券等の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約金の支払を繰り延べる場合があります。
- ・権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(3) 償還金請求権

- ・受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ・受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年2月18日から平成29年8月17日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成29年2月17日現在	当期 平成29年8月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	230,000,000
金銭信託	682,065	66,532
コール・ローン	2,661,184,740	6,259,920,854
社債券	59,464,583,460	48,243,833,250
未収利息	143,914,050	-
その他未収収益	57,196,225	19,777,826
流動資産合計	62,327,560,540	54,753,598,462
資産合計	62,327,560,540	54,753,598,462
負債の部		
流動負債		
未払金	-	3,325,820,750
未払収益分配金	834,902,492	765,697,272
未払解約金	421,975,975	110,416,285
未払受託者報酬	2,778,844	2,292,129
未払委託者報酬	75,028,765	61,887,504
その他未払費用	686,185	552,857
流動負債合計	1,335,372,261	4,266,666,797
負債合計	1,335,372,261	4,266,666,797
純資産の部		
元本等		
元本	166,980,498,475	153,139,454,485
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	105,988,310,196	102,652,522,820
（分配準備積立金）	24,812,966,484	45,559,134,887
元本等合計	60,992,188,279	50,486,931,665
純資産合計	60,992,188,279	50,486,931,665
負債純資産合計	62,327,560,540	54,753,598,462

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 平成28年8月18日 至 平成29年2月17日		自 平成29年2月18日 至 平成29年8月17日	
営業収益				
受取利息	22,360,971,576		30,575,799,596	
有価証券売買等損益	4,590,188,270		31,207,673,190	
その他収益	32,349,389		30,399,355	
営業収益合計	17,803,132,695		601,474,239	
営業費用				
支払利息	1,050,875		1,062,346	
受託者報酬	16,068,312		14,533,435	
委託者報酬	433,844,361		392,402,661	
その他費用	31,805,338		40,090,567	
営業費用合計	482,768,886		448,089,009	
営業利益又は営業損失（ ）	17,320,363,809		1,049,563,248	
経常利益又は経常損失（ ）	17,320,363,809		1,049,563,248	
当期純利益又は当期純損失（ ）	17,320,363,809		1,049,563,248	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	358,477,558		21,116,870	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	135,018,689,221		105,988,310,196	
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,913,080,406		14,582,235,660	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,913,080,406		14,582,235,660	
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,413,775,437		5,452,148,098	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,413,775,437		5,452,148,098	
分配金	5,430,812,195		4,765,853,808	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	105,988,310,196		102,652,522,820	

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成29年2月17日現在	平成29年8月17日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	166,980,498,475口	153,139,454,485口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は105,988,310,196円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は102,652,522,820円であります。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額（1万口当たり純資産額）	0.3653円 (3,653円)	0.3297円 (3,297円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自平成28年8月18日 至平成29年2月17日	自平成29年2月18日 至平成29年8月17日
分配金の計算過程	（自平成28年8月18日 至平成28年9月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,177,149,816円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,799,074,172円）及び分配準備積立金（11,794,734,064円）より分配対象額は72,770,958,052円（1万口当たり3,818.61円）であり、うち952,846,486円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。	（自平成29年2月18日 至平成29年3月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,095,407,618円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（50,317,197,579円）及び分配準備積立金（24,052,138,046円）より分配対象額は78,464,743,243円（1万口当たり4,817.62円）であり、うち814,351,518円（1万口当たり50.00円）を分配金額としております。

(自平成28年9月21日 至平成28年10月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,193,432,703円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(57,335,998,642円)及び分配準備積立金(13,788,069,772円)より分配対象額は74,317,501,117円(1万口当たり3,938.29円)であり、うち943,524,976円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成28年10月18日 至平成28年11月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,620,894,171円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(56,689,515,845円)及び分配準備積立金(15,712,066,882円)より分配対象額は76,022,476,898円(1万口当たり4,083.41円)であり、うち930,869,332円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成28年11月18日 至平成28年12月19日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,959,291,878円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(54,903,775,966円)及び分配準備積立金(17,604,773,823円)より分配対象額は76,467,841,667円(1万口当たり4,254.97円)であり、うち898,571,036円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成29年3月18日 至平成29年4月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,174,547,477円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(50,455,706,353円)及び分配準備積立金(26,942,311,221円)より分配対象額は81,572,565,051円(1万口当たり5,025.93円)であり、うち811,517,421円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成29年4月18日 至平成29年5月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,815,683,966円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(49,950,354,610円)及び分配準備積立金(29,684,108,172円)より分配対象額は84,450,146,748円(1万口当たり5,277.67円)であり、うち800,070,143円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

(自平成29年5月18日 至平成29年6月19日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,200,311,599円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(50,147,628,811円)及び分配準備積立金(33,200,675,224円)より分配対象額は88,548,615,634円(1万口当たり5,555.12円)であり、うち796,999,450円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

	<p>(自平成28年12月20日 至平成29年1月17日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,658,854,783円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(53,377,406,946円)及び分配準備積立金(19,824,751,394円)より分配対象額は76,861,013,123円(1万口当たり4,416.80円)であり、うち870,097,873円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成29年1月18日 至平成29年2月17日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,116,654,135円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(51,413,421,697円)及び分配準備積立金(21,531,214,841円)より分配対象額は77,061,290,673円(1万口当たり4,614.99円)であり、うち834,902,492円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成29年6月20日 至平成29年7月18日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,728,012,855円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(49,192,212,677円)及び分配準備積立金(36,399,458,771円)より分配対象額は91,319,684,303円(1万口当たり5,874.78円)であり、うち777,218,004円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成29年7月19日 至平成29年8月17日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,888,566,850円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(48,780,456,851円)及び分配準備積立金(40,436,265,309円)より分配対象額は95,105,289,010円(1万口当たり6,210.37円)であり、うち765,697,272円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。</p>
--	--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、社債券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成29年2月17日現在	当期 平成29年8月17日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成29年2月17日現在	当期 平成29年8月17日現在
	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
社債券	1,426,515,050	6,211,210,700
合計	1,426,515,050	6,211,210,700

(デリバティブ取引に関する注記)

前期 平成29年2月17日現在	当期 平成29年8月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成28年8月18日 至 平成29年2月17日	当期 自 平成29年2月18日 至 平成29年8月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期	当期
	自 平成28年8月18日 至 平成29年2月17日	自 平成29年2月18日 至 平成29年8月17日
元本の推移		
期首元本額	192,745,568,813円	166,980,498,475円
期中追加設定元本額	9,441,694,096円	8,249,323,920円
期中一部解約元本額	35,206,764,434円	22,090,367,910円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)
社債券	5-Year JPY Fixed Rate Notes Linked to Credit Suisse US REIT Premium Strategy 7 March 2018	283,500,000,000	29,781,675,000
	STAR Helios plc JPY Notes linked to U.S. REIT Covered Call Strategy 9 April 2021	11,500,000,000	11,096,925,000
	Variable Rate Notes Linked To Credit Suisse US REIT Premium Strategy 13 Jul 2022	7,500,000,000	7,365,233,250
社債券 合計		302,500,000,000	48,243,833,250
合計		302,500,000,000	48,243,833,250

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成29年9月29日現在)

項目	金額または口数
資産総額	50,580,667,322円
負債総額	758,049,628円
純資産総額(-)	49,822,617,694円
発行済数量	147,654,988,859口
1単位当たり純資産額(/)	0.3374円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成29年9月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行ない、これを運用部にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行なっています。

平成29年9月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	29本	113,819百万円
合 計	29本	113,819百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日現在)		当事業年度 (平成29年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		633,193		617,562
金銭の信託		1,300,000		1,300,000
前払費用		3,746		887
未収入金		5,305		1,648
未収委託者報酬		163,708		168,194
立替金		5,135		5,331
繰延税金資産		15,498		10,130
その他		-		5,001
流動資産計		2,126,587		2,108,756
固定資産				
有形固定資産	1	50,173	1	43,782
建物(純額)		29,623		26,421
器具備品(純額)		20,550		17,361
無形固定資産		0		0
ソフトウェア		0		0
投資その他の資産		1,300		4,324
投資有価証券		-		3,351
長期前払費用		1,300		972
固定資産計		51,474		48,106
資産合計		2,178,062		2,156,863

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年3月31日現在）	当事業年度 （平成29年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	6,148	7,953
未払費用	89,429	83,642
未払消費税等	-	1,601
未払法人税等	132,298	31,595
賞与引当金	18,276	17,642
役員賞与引当金	6,956	388
その他流動負債	-	7,008
流動負債計	253,109	149,832
固定負債		
繰延税金負債	813	611
資産除去債務	5,699	5,699
固定負債計	6,512	6,311
負債合計	259,622	156,143
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,138,723	1,220,760
利益剰余金合計	1,138,723	1,220,760
株主資本合計	1,918,439	2,000,476
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	244
評価・換算差額合計	-	244
純資産合計	1,918,439	2,000,720
負債・純資産合計	2,178,062	2,156,863

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （ 自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日 ）	当事業年度 （ 自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 ）
営業収益		
委託者報酬	1,800,131	1,296,283
その他営業収益	1	-
営業収益計	1,800,132	1,296,283
営業費用		
支払手数料	807,316	544,973
広告宣伝費	1,724	2,605
通信費	65,017	65,880
協会費	2,403	2,122
諸会費	93	84
営業費用計	876,554	615,666
一般管理費	1・2	334,182
営業利益	572,264	346,434
営業外収益		
受取利息	148	5
有価証券利息	1,109	551
投資有価証券売却益	-	57
雑収入	27	87
営業外収益計	1,285	701
営業外費用		
投資有価証券売却損	166	-
為替差損	84	225
営業外費用計	250	225
経常利益	573,299	346,911
特別利益		
投資有価証券売却益	65	-
特別利益計	65	-
特別損失		
固定資産除却損	1,850	-
固定資産売却損	-	185
事務所移転費	7,157	-
その他特別損失	-	7,008
特別損失計	9,007	7,193
税引前当期純利益	564,356	339,717
法人税、住民税及び事業税	155,630	102,622
法人税等調整額	33,471	5,058
法人税等合計	189,102	107,681
当期純利益	375,254	232,036

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232
当期変動額						
当期純利益	375,254	375,254	375,254			375,254
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				47	47	47
当期変動額合計	375,254	375,254	375,254	47	47	375,207
当期末残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	-	-	1,918,439

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	-	-	1,918,439
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	232,036	232,036	232,036			232,036
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				244	244	244
当期変動額合計	82,036	82,036	82,036	244	244	82,280
当期末残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有形固定資産	6,785千円	12,247千円

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
人件費	168,104千円	170,093千円
減価償却費	10,317千円	8,127千円
賞与引当金繰入額	18,276千円	26,568千円
役員賞与引当金繰入額	6,956千円	1,367千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象として

おりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆どないと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	633,193	633,193	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	163,708	163,708	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
資産計	2,096,901	2,096,901	-
負債			
(1) 未払費用	89,429	89,429	-
(2) 未払法人税等	132,298	132,298	-
負債計	221,727	221,727	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	617,562	617,562	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	168,194	168,194	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,351	3,351	-
資産計	2,089,108	2,089,108	-
負債			
(1) 未払費用	83,642	83,642	-
(2) 未払法人税等	31,595	31,595	-
負債計	115,238	115,238	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	633,193	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	163,708	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,096,901	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	617,562	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	168,194	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,085,756	-

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	3,351	3,000	351
小 計	3,351	3,000	351
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	3,351	3,000	351

2. 売却した其他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	57,526	65	166
合計	57,526	65	166

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	3,057	87	30
合計	3,057	87	30

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,268千円	983千円
未払事業所税	203千円	194千円
未払事業税	8,386千円	1,345千円
賞与引当金	5,640千円	5,444千円
減価償却超過額	232千円	542千円
繰延資産	571千円	395千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他	6,018千円	11,184千円
繰延税金資産小計	24,066千円	21,835千円
評価性引当金	7,764千円	10,766千円
繰延税金資産合計	16,302千円	11,068千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	107千円
建物付属設備	1,617千円	1,442千円
繰延税金負債合計	1,617千円	1,549千円
繰延税金資産純額	14,685千円	9,518千円
繰延税金負債純額	-	-

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%	0.48%
住民税均等割等	0.05%	0.09%
評価性引当額の増減	0.81%	0.88%
その他	0.81%	0.62%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.51%	31.70%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

1．当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
期首残高	-	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,699千円	-
時の経過による調整額	-	-
見積りの変更による増加額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	5,699千円	5,699千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）及び当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,800,132	-	-	1,800,132

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,296,283	-	-	1,296,283

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成28年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	361,096	未払費用	23,852
								出向者の人件費等	6,647		

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成29年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	245,111	未払費用	24,799
								出向者の人件費等	13,840		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	当事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	147,572円30銭	153,901円56銭
1株当たり当期純利益金額	28,865円73銭	17,848円94銭

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	当事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	375,254	232,036
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	375,254	232,036
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成29年9月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営む とともに、金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律(兼 営法)に基づき信託業務を営 んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年9月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行いません。
 なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該特定期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成29年5月17日
有価証券届出書の訂正届出書	平成29年5月17日
臨時報告書	平成29年3月 1日 平成29年5月29日

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月6日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型の平成29年2月18日から平成29年8月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天USリート・トリプルエンジン（リアル）毎月分配型の平成29年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。